

旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学  
学長代行 理事 松野丈夫

旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程（平成16年旭医大達第166号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第2条（略） （育児休業の対象者）</p> <p>第3条 満3歳に満たない子と同居し、養育する職員は、この規程の定めるところにより育児休業を取得することができる。ただし、雇用契約期間に期限のある職員にあっては、申出時点において、<u>子の年齢が1歳6か月に達する日までに労働契約期間が満了し、契約を更新されないことが明らかではない者に限り</u>、育児休業を取得することができる。</p> <p style="text-align: right;">（削除） （削除）</p> <p>第4条～第10条 （育児休業期間の終了）</p> <p>第11条 育児休業を取得している職員が、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、育児休業は当該事由が生じた日（第3号から第5号までに掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をも</p>	<p>第1条～第2条（略） （育児休業の対象者）</p> <p>第3条 満3歳に満たない子と同居し、養育する職員は、この規程の定めるところにより育児休業を取得することができる。ただし、雇用契約期間に期限のある職員にあっては、申出時点において、<u>次のいずれにも該当する者に限り</u>、育児休業を取得することができる。</p> <p style="text-align: right;">(1) <u>採用されて1年以上であること。</u> (2) <u>子の年齢が1歳6か月に達する日までに労働契約期間が満了し、契約を更新されないことが明らかでないこと。</u></p> <p>第4条～第10条 （育児休業期間の終了）</p> <p>第11条 育児休業を取得している職員が、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、育児休業は当該事由が生じた日（第3号から第5号までに掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をも</p>

って終了する。

- (1) 前条第4項各号に掲げる事由が生じたとき。
  - (2) 育児休業に係る子が満3歳に達したとき。
  - (3) 育児休業をしている職員が産前産後の休暇となったとき。
  - (4) 育児休業をしている職員が新たに育児休業，育児短時間勤務，育児部分休業，介護休業又は介護部分休業を取得したとき。
  - (5) 育児休業をしている職員が当該職員の意思により退職とされたとき。
- 2 前項に該当することとなった職員は，遅滞なく，育児休業期間変更申出書に必要に応じて証明書類を添付して，本学に届け出なければならない。
- 3 本学は，前項の規定による育児休業期間の終了の届け出をした職員に対して，速やかに育児休業期間終了に係る通知書を交付しなければならない。

#### 第12条～第32条 (略)

(育児部分休業期間の終了)

第33条 育児部分休業の終了は，第11条第1項各号(第1項第2号中「満3歳」とあるのは，「小学校就学の始期」と読み替える。)を準用する。

#### 2 (略)

#### 第34条 (略)

(介護休業の対象者)

第35条 要介護状態にある対象家族の介護を行う職員は，この規程の定めるところにより介護休業を取得することができる。ただし，雇用契約期間に期限のある職員にあっては，申出時点において，介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し，契約を更新されないことが明らかでない者に限り，介護休業をすることができる。

って終了する。

- (1) 前条第4項各号に掲げる事由が生じたとき。
  - (2) 育児休業に係る子が満3歳に達したとき。
  - (3) 育児休業をしている職員が産前産後の休暇となったとき。
  - (4) 育児休業をしている職員が新たに育児休業，育児短時間勤務，育児部分休業，介護休業又は介護部分休業を取得したとき。
  - (5) 育児休業をしている職員が当該職員の意思により退職とされたとき。
- 2 前項に該当することとなった職員は，遅滞なく，育児休業期間変更申出書に必要に応じて証明書類を添付して，本学に届け出なければならない。
- 3 本学は，前項の規定による育児休業期間の終了の届け出をした職員に対して，速やかに育児休業期間終了に係る通知書を交付しなければならない。

#### 第12条～第32条 (略)

(育児部分休業期間の終了)

第33条 育児部分休業の終了は，第11条(第1項第2号中「満3歳」とあるのは，「小学校就学の始期」と読み替える。)を準用する。

#### 2 (略)

#### 第34条 (略)

(介護休業の対象者)

第35条 要介護状態にある対象家族の介護を行う職員は，この規程の定めるところにより介護休業を取得することができる。ただし，有期契約職員にあっては，申出時点において，次のいずれにも該当する者に限り，介護休業をすることができる。

(削除)

(削除)

第36条～第40条 (略)

(介護休業期間の満了)

第41条 本学は、介護休業が満了した職員に対して、速やかに介護休業期間満了に係る通知書を交付しなければならない。

(削除)

第42条～第44条 (略)

(介護部分休業の対象者)

第45条 要介護状態にある対象家族を介護する職員は、この規程の定めるところにより介護部分休業をすることができる。ただし、雇用契約期間に期限のある職員にあつては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、介護部分休業をすることができる。

(1) 採用されて1年以上であること。

(2) 介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。

第45条の2～第47条 (略)

(介護部分休業期間の終了)

第48条 (略)

2 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、介護部分休業期間変更・時間変更申出書に必要な応じて、証明書類を添付して、本学に届け出なければならない。

(1) 採用されて1年以上であること。

(2) 介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。

第36条～第40条 (略)

(介護休業期間の満了)

第41条 職員は、申し出を行った介護休業期間が満了した場合には、介護休業満了届を本学に届け出なければならない。

2 本学は、前項の規定による介護休業期間の満了の届け出をした職員に対して、速やかに介護休業期間満了に係る通知書を交付しなければならない。

第42条～第44条 (略)

(介護部分休業の対象者)

第45条 要介護状態にある対象家族を介護する職員は、この規程の定めるところにより介護部分休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあつては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、介護部分休業をすることができる。

(1) 採用されて1年以上であること。

(2) 介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。

第45条の2～第47条 (略)

(介護部分休業期間の終了)

第48条 (略)

2 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、介護状況変更届に必要な応じて、証明書類を添付して、本学に届け出なければならない。

<p>(削除)</p> <p>第49条～第52条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>3 <u>本学は、前項の規定による介護部分休業期間の終了の届け出をした職員に対して、速やかに介護部分休業期間終了に係る通知書を交付しなければならない。</u></p> <p>第49条～第52条 (略)</p>
<p>【改正理由】</p> <p>育児・介護休業法の改正により、所要の改正を行うものである。</p>	